

7月1日から条例による 放置自転車などの対策が始まります



交通政策課 (☎) 5508

公共の場所、特に鉄道駅

周辺の放置自転車などは、全国的にも社会問題になり、それぞれの自治体で対策を行っています。伊勢市では、平成26年7月1日に「伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例」を施行し、放置自転車などの防止を目指します。

条例施行後は、次のとおり放置自転車などの撤去を行います。

自転車などの撤去

- ①伊勢市駅・宇治山田駅周辺に「自転車等放置禁止区域」(下図参照)を指定し、禁止区域内の放置自転車などは、直ちに撤去します。(警告書を付け、1時間以上経過しても移動していない場合に撤去する予定)
- ②禁止区域以外の道路や公園などの公共の場所に7日間以上連続して放置してある自転車なども撤去します。
- ③市内の鉄道駅周辺の市営駐輪場内に7日間以上連続して放置してある自転車なども撤去します。

自転車などの返還

撤去された自転車などの返還を受ける場合は、次のとおり撤去・保管などの費用を支払っていただきます。

●自転車

1台につき1000円

●原動機付自転車

1台につき2000円

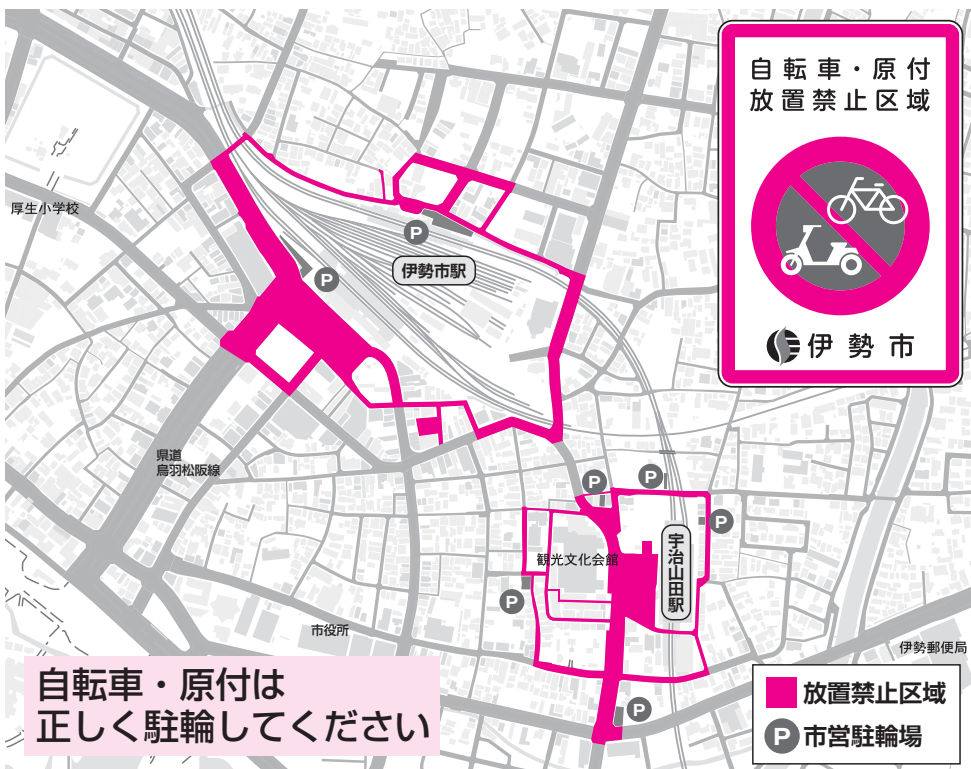
撤去後60日を経過した自転車などは、公売または廃棄する場合があります。

撤去後6カ月を経過するまでは、公売し現金化された場合は現金を、公売されない場合は自転車などを返還(廃棄された場合は返還できません)します。6カ月を経過すると、所有権が市へ移るため、返還できませんのでご注意ください。

正しい駐輪を

自転車は運転免許も必要なく、手軽に乗ることができますが、乗り方を間違えると、交通事故の原因となる場合もあります。

駐輪をする場合も、正しい方法での駐輪をお願いします。



自転車・原付は
正しく駐輪してください

自転車等 放置禁止区域

予算額 (平成26年度)

1304万9千円

(うち撤去等手数料収入11万円)